

地銀協団信制度

地銀協ライフサポート団信制度

保険金等名称	死亡保険金	リビング・ニーズ特約保険金	高度障害保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金	就業不能給付金
ご利用金利	なし			お借入金利 + 年0.25%		
保険金額等	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(過減)します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借り入れも含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協ダブルサポート団信制度」および「地銀協引受緩和団信制度」を通算して2億円、かつ「地銀協ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借り入れも含めて通算して1億円、かつ「地銀協ダブルサポート団信制度」は他の会員銀行からの借り入れも含めて通算して1億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。		給付金額は、当該給付金のお支払事由に該当された日以後1か月以内に到来する約定返済日における予定返済額となります。			
○告知義務違反による解除 ○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。)	○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。)					
保険金等が支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。)	○保障開始日から1年内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき	○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(被保険者ご本人がその事実を知っているといいとにかくわざずお支払対象外です。) ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。) (※)お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象となる精神障害、薬物依存」をご参照ください。	○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害(※) ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の妊娠・出産 ○頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません。) ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱	○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害(※) ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の妊娠・出産 ○頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません。) ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱	○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害(※) ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の妊娠・出産 ○頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません。) ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱	○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害(※) ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の妊娠・出産 ○頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません。) ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱
保障開始日	融資実行日(借り換え融資の場合は、借り換え日)または事務幹事保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。					
これらの契約からの脱退	○融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ○融資について期限の利益を失ったとき ○保険金のお支払事由に該当したとき ○所定の年齢に達したとき					

[備考]

※1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことを行います。
 ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 ②言語またはしゃべくの機能を全く永久に失ったもの
 ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 ④胸部腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※2 余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。

※3 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3.保険金等のお支払いについて」および「3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中」をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。

※4 「病院または診療所において手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3.保険金等のお支払いについて」をご参照ください。

※5 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3.保険金等のお支払いについて」および「3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中」をご参照ください。

※6 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「契約概要 3.保険金等のお支払いについて」および「長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象となる精神障害、薬物依存」をご参照ください。

保険正式名称	リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	団体信用就業不能保障保険
--------	---------------------	------------------------------	--------------

引受生命保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社:明治安田生命保険相互会社)	明治安田生命保険相互会社
----------	---	--------------

○上記は地銀協団信制度および、地銀協ライフサポート団信制度付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。○これらの保険の詳細については、地銀協団信制度については、「申込書兼告知書」に添付の「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」の裏面の「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、地銀協ライフサポート団信制度については「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」の裏面の「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。○ローンのご契約については当行所定の審査があり、ご希望にそえない場合がございます。○店頭に説明書をご用意しております。○住宅ローンおよび本商品の詳細については、北陸銀行の窓口または担当者までお問い合わせください。

 ほくほくフィナンシャルグループ
Hokuhoku Financial Group



地銀協 団信制度

地銀協 ライフサポート 団信制度

団体信用生命保険

北陸銀行 住宅ローン

大切なご家族とマイホームを守るために、安心をプラス。

**死
亡
高度障害
リビング・ニーズ特約**

**地銀協
団信制度**

**地銀協
ライフサポート
団信制度**

住宅ローン金利
+年0.25%

3大疾病
〔悪性新生物、脳卒中、急性心筋こうそく〕

**地銀協
ライフサポート
団信制度**

住宅ローン残高
0円

**病気や
ケガ**

**地銀協
ライフサポート
団信制度**

住宅ローン残高
0円

**死亡または所定の高度障害状態に該当、
余命6か月以内と判断されたとき**

悪性新生物と診断確定されたとき

所定の就業不能状態が3か月を超えて継続したとき

以後の継続している期間においては
毎月の住宅ローン
返済額を保障
(最長9か月)

**地銀協
団信制度**

加入対象者

当行の住宅ローンをご利用いただく方で次の要件を満たし、診査により生命保険会社が生命保険の加入を承諾した方

**地銀協
ライフサポート
団信制度**

加入対象者

お借入時の年齢が満18歳以上、満70歳以下の方

加入時年齢

お借入時の年齢が満18歳以上、満70歳以下の方

加入時年齢

お借入時の年齢が満18歳以上、満50歳以下の方

留意点

以下に該当する場合は、地銀協ライフサポート団信制度にはご加入いただけません。
・がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方
・告知日現在、病気またはけがにより休職中・休業中の方
※上記は一例です。詳細は団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の「申込書兼告知書」をご覧ください。

加入手続き

「申込書兼告知書」をご提出いただきます

専用診断書について

借入金額(保険金額)が1億円を超える場合必要です

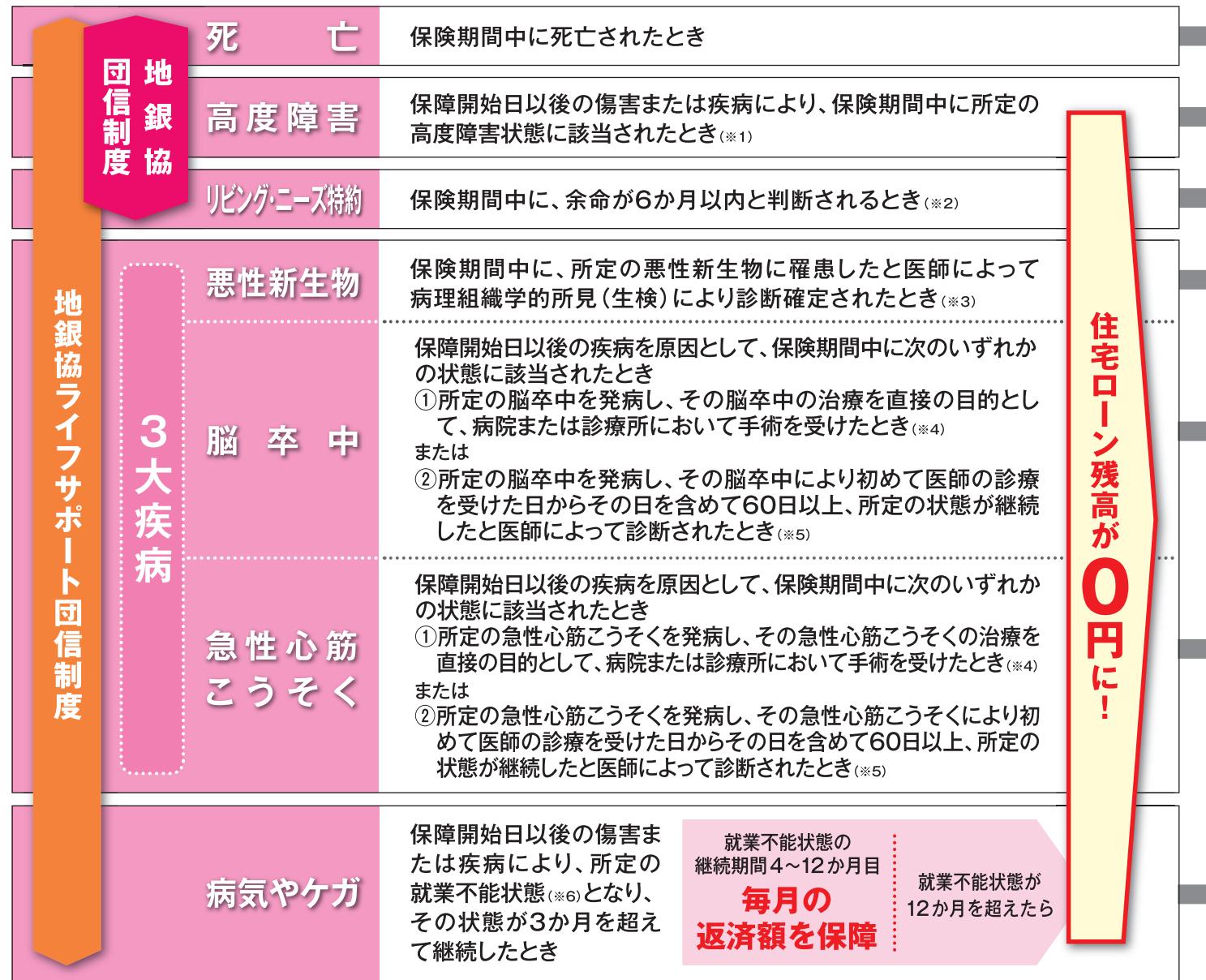
専用診断書について

借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合必要です

※借入金額に関わらず、告知内容によっては追加で診断書等の提出が必要な場合があります。※健康状態によってはご加入をお断りする場合もございます。一度ご加入いただいた別の団体信用生命保険へは原則切り替えいただけません。※2020年7月1日以降に債務引受け等により中途増額した部分、または分割融資のうち2020年7月1日以降に融資実行した部分はリビング・ニーズ特約が付保されます。2020年6月30日以前に融資実行した部分はリビング・ニーズ特約が付保されておりません。

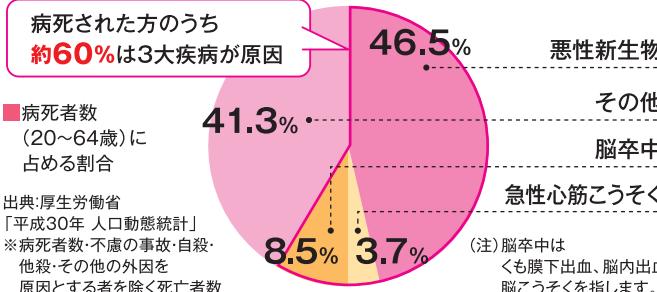
地銀協団信制度・地銀協ライフサポート団信制度の特徴

一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人とし、当行住宅ローンのご利用者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中にお支払い事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である当行に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。本リーフレットでは被保険者の死亡・高度障害保障、リビング・ニーズ特約の**地銀協団信制度**と、3大疾病保障や就業不能保障を備えた**地銀協ライフサポート団信制度**の2種類をご説明いたします。



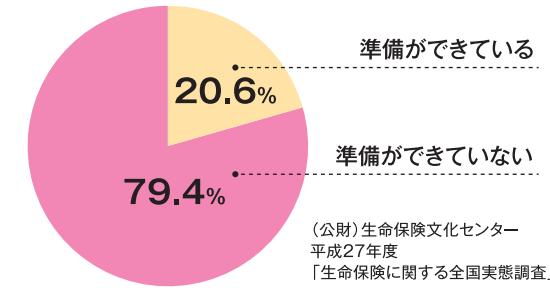
そんな大きな病気にはめったにならないでしょ?

3大疾病[悪性新生物、急性心筋こうそく、脳卒中^(注)]は、死亡原因の上位を占める疾病です。



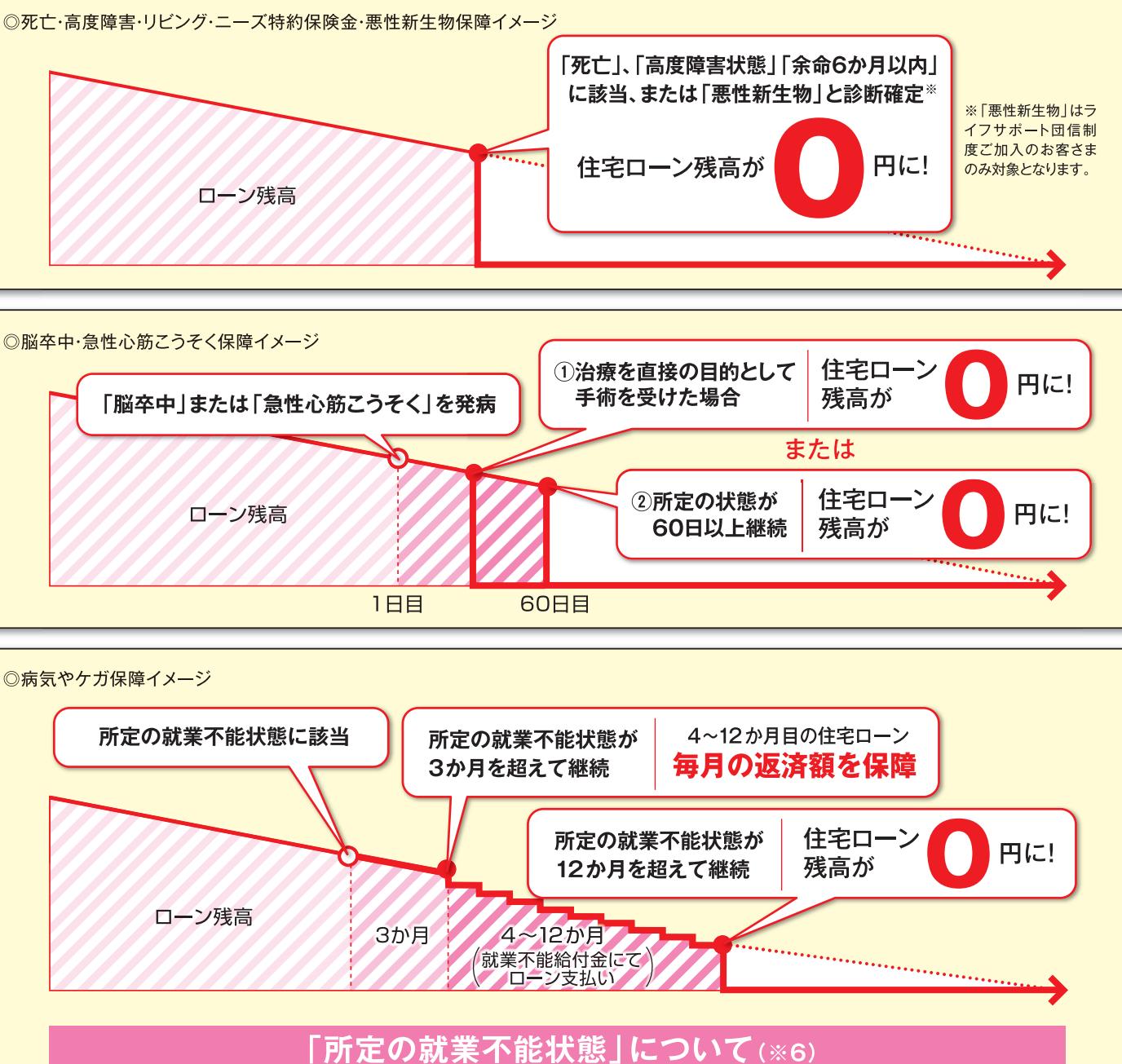
働けなくなることなんてあるの?

世帯主が病気やケガのため長期間働くことができなくなった場合の生活資金の準備状況は?



お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。

入院

「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること

上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設

上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

在宅療養

以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること

- ①身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
- ②身のまわりのことなどできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。